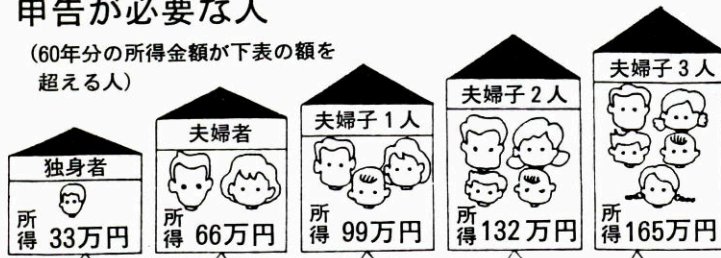


申告が必要な人

(60年分の所得金額が下表の額を超える人)



さらに国民健康保険料・生命保険料等の諸控除が引けます。

2月16日から 3月15日まで

所得税の確定申告 市・県民税の申告

などは正しい申告をお早めに

今年も税金の申告時期になりました。所得税の確定申告、市・県民税の申告は、二月十六日から受付けますが、贈与税の申告と納税は二月一日から受付けています。申告期限はいずれも三月十五日です。期限が近づくとも窓口が混雑します。

申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。この申告によって、所得税は昭和六十年分の税金が確定し、また、市・県民税は昭和六十一年度の税金を計算する重要な申告です。期限内に正しい申告をしましょう。

所得税

申告が必要な人

- ◇一般の人
 - ・商業、製造業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
 - ・配当、地代、家賃、譲渡などの所得のある人
 - 昭和六十年中の各種の所得の合計額が、基礎控除(33万円)配偶者控除(33万円)扶養控除(一人当り33万円)などの控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。
- ◇サラリーマン(給与所得者)
 - サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。
 - 給与の年収が一千五百万円を超える人
 - 給与所得以外の所得が二十万円を超える人
 - 二か所以上から給与をもらっている人

所得税の確定申告の相談日

月 日	時 間	会 場
2月17日(月) 3月15日(土)	9時~17時	長門税務署
2月18日(火)	9時30分~16時	通公民館
3月4日(火)	9時30分~16時	俵山農協
3月5日(水)	9時30分~16時	湊漁協

※土曜日は9時~11時30分まで

確定申告に

必要な書類

- これだけはお忘れなく！
- 申告書をお送りしている方は、その「申告書と印鑑」
- 給与などのある方は「源泉徴収票」
- 雑損控除を受ける方は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 医療費控除を受ける方は「支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書」
- 生命保険料控除のある方で、一般の保険契約等は「保険料が一契約九千円を超えるものの証明書」、個人年金保険契約等は「保険会社等の発行した証明書」
- 損害保険料控除を受ける方は、「支払保険料の証明書」
- 住宅取得控除を受ける方は

「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等の証明書」

主婦のパートと税金

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかるとなります。

パート収入と取得税

パートの年収	夫の所得から配偶者控除が受けられる	パート収入に所得税がかかる
90万円以下	受けられる	かからない
90万円超	受けられない	かかる



申告は青色
納税は口座振替で

収支内訳書の

添付と記録の保存

昭和五十九年度の税制改正により、事業所得など(事業所得、不動産所得、山林所得)のある人(青色申告を除く)が確定申告書を提出する場合には、それぞれの所得の総収入金額と必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければならぬことになりました。

また、事業所得などのある人(青色申告者を除く)で確定申告書を提出する人や、収入金額の合計などを記載した総収入金額報告書を提出しなければならぬ人(事業所得などの収入金額の合計が五千万円を超える人)は、その業務に関して作成したり受領した帳簿書類などを五年間保存しなければならぬことになりました。

